平成２９年（フ）第２２３号
茨城県猿島郡境町大字西泉田885番地１、前住所神奈川県南足柄市壗下1003番地３
債務者　橋本　祐司
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　干田　聡太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第２４８号
山梨県甲府市中小河原１丁目14―40　宮の西ハイツ　201号室　（住民票上の住所）　山梨県甲斐市竜王1153番地８　三井方、住民票上の前住所山梨県甲府市丸の内３丁目31番２号
債務者　奥村まゆり（旧姓中込）
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月15日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４７９４号
大阪市旭区新森１丁目４番33―607号
債務者　京橋市場こと　馬場　章彦
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　侑士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月22日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５号
宮城県石巻市浜松町１番４号、前住所宮城県石巻市渡波字黄金浜143番地　市営黄金浜第三復興住宅１―14号
債務者　平塚　隆義
1　決定年月日時　平成29年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第１５９号
秋田市泉中央３丁目１番18号　シャトー泉205
債務者　佐藤　達也
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　英憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８６０号
神戸市東灘区本山南町７丁目５番23―505号
債務者　林　　有子
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀田　亜紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月25日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９１号
高知市北御座12番13号
債務者　藤岡　史江
1　決定年月日時　平成29年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　健吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３８号
大分県別府市大字平道1566番地の７
債務者　山口　　晃
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　謙介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２９年（フ）第２０９号
兵庫県宝塚市中野町14番31号、前住所大阪市北区兎我野町５番15号　商都ビル　101号室
債務者　前　康二郎
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴崎　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月25日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２３５号
兵庫県川西市緑台６丁目３番地の22
債務者　武左衛門写真研究所こと　桑野　　康
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西部　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月15日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第４５３号
兵庫県姫路市東延末２丁目21番地　ラ・パルフェ・ド・アフェール605号、従前の住所兵庫県姫路市安富町安志1047番地１　加茂マンション202
債務者　福﨑ひろ子
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　悠子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月26日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２１８号
福岡県久留米市花畑２丁目16番地14　フォーウィルズコート303号
債務者　山田あかね
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　愛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第４２３号
鹿児島県鹿児島市紫原２丁目25番20号
債務者　鎌田　洋一
1　決定年月日時　平成29年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中間　貴志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第６２９号
北九州市八幡西区千代ケ崎２丁目５番９―205号
債務者　鶴田　良子
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１１２０６号
東京都目黒区上目黒４丁目30番２―203号　ユースフル祐天寺ＮＯ．２、開始決定時の住所東京都渋谷区神宮前３丁目１番29号　Ｏａｋｗｏｏｄ　Ｒｅｓｉｄｅｎｃｅ　Ａｏｙａｍａ　3302
破産者　吉崎　貴彦（旧姓古橋）
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９７２号
神奈川県横浜市鶴見区小野町75番地１
破産者　株式会社ジナリス
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部